

Title	〔商法三二八〕 公正証書遺言の有効性を疑うにたりの相当の理由がある場合、株主総会の議長は、議長権限によってその遺贈株式の議決権行使を拒否できるとした事例 (大阪高裁昭和六一年八月七日判決)
Sub Title	
Author	鈴木, 千佳子(Suzuki, Chikako) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	1992
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.11 (1992. 11) ,p.91- 97
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19921128-0091">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19921128-0091</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

〔商法 三二八〕

公正証書遺言の有効性を疑うにたりる相当の理由がある場合、株主総会の議長は、議長権限によってその遺贈株式の議決権行使を拒否できるとした事例

〔判示事項〕

遺言にはその有効性を疑うにたりる相当の理由があるものといえるから、これを有効なものとして取り扱わず、総会議長の権限により本件株式の議決権行使を排除した措置も不適法とはいえないものというべきであり、後に当該遺言が最終的な有権判断により有効又は無効のいずれかに確定されたとしても、同様に解するのが相当である。

〔参照条文〕

商法二三七ノ四条・二三九条・二四七条・二五二条

〔事 実〕

Y会社（被告・被控訴人）は、昭和一九年に亡Aによって設立された精密測定機器の製造販売を目的とする株式会社である。株主は、A、その妻B、長男C、次男D、五男Xのほか、Aの

大阪高裁昭和六一年八月七日判決  
昭和六〇年（ネ）第一八九九号株主総会決議不存確認等・株主総会決議取消等・  
株主総会決議不存確認請求控訴事件。（控訴棄却・確定）  
判タ六三三七号一九二頁。金融商事七五三三〇頁。金融法務一一八二号四六頁。  
商事法務一〇九八号判例一四一九頁。

娘、Aの娘婿であり、代表取締役がA、取締役B、C、という同族会社であった。Y社においては、創立以来商法に定める手続に則って株主総会あるいは取締役会を開催したことはなく、株券も発行されず、株主名簿も備えていなかった。

昭和四九年一月二日創設者Aが死亡し、BとCをはじめAの子らは同年一月中旬頃行われたAの法事の席において、全員一致でCを代表取締役に、Xを取締役に選任することを決し、その際も株主総会・取締役会の招集手続はとられなかったが、同月二日株主総会と取締役会が開催され選任決議があったとして議事録を作成し、昭和五〇年一月一六日登記手続をした。しかし、代表取締役となったCが会社経営を独断専行しがちであったので、昭和五〇年五月一八日ごろAの法事の席において、Cを代表取締役社長に、Xを代表取締役副社長にした

い旨の提案がBからなされ、右提案に不満であったCも、Bの強い意向にやむなく同意し、予めBの作成した覚書に署名捺印がなされた。Y会社は、昭和五〇年六月三日取締役会を開催し代表取締役の選任決議をなしたとして登記手続を了した。以後、C・Xは共同で会社経営にあたってきた。

Bは、昭和五六年六月一日肝機能障害のため入院し、七月六日から意識状態が低下し始め、九日には傾眠状態に陥り判断力が低下し呼びかけに対して返事するという呼名反応はあるが、自発的に言語を発することのない状態となり、一日死亡した。Bは、かねてより弁護士に遺言書の作成方を依頼しており、入院直後から弁護士と数度打ち合わせをし、弁護士にメモの形で原案を作成してもらい、七月四日ごろ弁護士を介して公証人に公正証書遺言の作成を囑託した。右メモには、B所有の株式について、C及びXに各二万株、次男に五〇〇〇株、長女に一万六三一四株をそれぞれ相続させる旨の記載があり、公証人は右メモに基づいて公正証書用紙に遺言の内容を記載した上、弁護士・公証人・証人二人が病室に赴き、右メモと同旨の公正証書を作成した。Cは、右遺言がBの死の直前になされたものであり、しかもその内容がXと長女に有利なものであったことに疑問を抱き、大阪家庭裁判所に遺産分割の申立をすると共に、昭和五六年一月二六日Xと長女に対し遺留分減殺請求を行使した。昭和五七年二月Bの主治医からBが当時正常な判断力や理解力を有していたとは認めがたい旨の回答を得たので、Cはそ

れを資料として大阪家庭裁判所に対し調停前の仮の措置の申立をなし、昭和五七年二月二五日Bの遺産につき名義の変更等現状を変更する一切の行為を禁止する旨の命令を得た。

五七年総会は、同年三月一八日付の取締役会決議に基づいてCによって招集手続がなされ、同月二四日招集通知が株主に発送され、同日午後三時被告会社にて開催され、C、X、三女が出席し、それぞれが、残り株主の委任状による代理人となった。Cは、Bの株式の議決権を行使させない旨決定したところ、Xは異議を述べたがそのまま会場にとどまり総会は進行して、Xが別の提案を行ったにもかかわらず、Cの推薦するものを役員に選任する決議が行われた。

Xは、昭和五七年開催の臨時株主総会についてBの株式の議決権行使をさせないでなされた決議(第二決議)には瑕疵があるとして決議取消を求め、昭和五六年株主総会決議(第一決議)、昭和五七年取締役会決議(第三決議)、昭和五八年総会・取締役会決議(第四・第五決議)、昭和五九年総会決議(第六決議)も問題にした。それに対して、第一審判決は、「ところで、株主総会において出席株主の資格・委任状等の真否等について疑義や紛争を生じた場合、当該審査資格の権限は、究極的には総会自体に存するが、一般にその行使は議長に委ねられているものと解され、議長はその権限に基づいて、議決権行使を排除すべき相当の理由が存する時は、当該議決権の行使を拒否できるものと解するのが相当である。」と述べて、議決権行使

を排除した決定は相当な資料に基づいたものとして相当の理由があるとして、原告の主張を退けた。そこで、Xが控訴したのが、本件である。

〔判 旨〕 控訴棄却。

「ところで、法定の方式を具備し、無効事由の存在が一見して明白ではない公正証書遺言については、一応有効なものとして尊重しなければならぬことはいうまでもないが、そのような遺言であっても、その有効性を疑うにたりる相当の理由があるときは、その有効・無効についての確定判決が無い限り、何人でも同遺言が無効であることを主張することは許されるのであり、無効の判決が確定するまではこれを有効なものとして取扱わなければならないものではないと解するところ、Cが五七年ないし五九年の各株主総会で本件公正証書遺言の効力に多大の疑念を抱き、議長権限により、本件株式の議決権行使を排除する旨の措置を採ったことは、叙上認定の諸事情に照らし、とくに不相当であったということはできず、各年度の総会もCの右措置を是認して第二、第四、及び第六の各決議をしたものということができる。そうすると、右各決議は本件公正証書遺言の効力につき最終的な有権判断のないままなされたものであるが、同遺言には、前記認定の事実にも照らし、その有効性を疑うにたりる相当の理由があるものといえるから、これを有効なものとして取り扱わず、総会議長の権限により本件株式の議決権行使を排除した措置も不適法とはいえないものというべき

であり、また、このことは、後に当該遺言が最終的な有権判断により有効または無効のいずれかに確定されたとしても、同様に解するのが相当である。したがって、右各決議はいずれも有効であって、不存在もしくは無効確認または取消しをしなければならぬ瑕疵はないものといわなければならない。」

〔研 究〕

本判決が株式の議決権排除の措置を議長権限だとしながら總會の是認も要件と解していることは、矛盾がある。また、遺言の効力が有権判断により有効、無効のいずれかに確定した場合にも決議の効力には影響がないとする点には賛成できない。以下、それぞれについて検討する。

一 株主総会には、その会議体としての性格から、議長を欠くことができない。議長は、總會の運営に当たり、株主總會の公正で円滑な進行に配慮を行う。

昭和五六年改正前においては、商法は、二四四条二項（議事録への株主総会議長の署名）、同二五六条ノ三第五項に、議長存在を前提とする規定があったが、同改正法は、株主總會の活性化を目的とし、二三三条ノ二（株主の提案権）、二三七条ノ三（取締役・監査役の説明義務）等をおき、二三七条ノ四も同種の規定であるが、これは、それまでも解釈において認められていた議長の権限のうち、荒れる總會をその前提として、總會の秩序維持のために役立つ部分を明文化したにすぎないものと解されている（竹内昭夫・改正会社法解説（新版）

一 二頁。北沢正啓・改正株式会社法解説五一頁。元木伸・改正商法逐条解説(改訂増補版)九四頁。稲葉威雄・改正会社法(一四五頁)。すなわち、同法一項は、議長の選任は、定款に規定がある場合には、それに従い、定款規定がなければ、株主総会においてそれを選任するとし、二、三項は、議長に議事を整理する権利、命令に従わない株主を退場させる権利を認めている。しかしながら、議長の選任方法について定めがあっても、議長の資格について法律上格別の規制はないために、定款に議長資格を株主に限る旨を定めることを得るか、また、株主でも取締役でも監査役でもないものを議長とすることができるかもし争いがあるし、議案について特別利害関係があるものが議長を勤めることが許されるか、また、二七条ノ四に明定された以外の議長の権限にはいかなるものがありうるか、更にそもそも議長と会社の関係をいかなるものとして解すべきか等、基本的な部分で議論が尽くされていない。したがって、当該判決では、公正証書遺言の効力に関して疑うにたりる理由があった場合に株主総会議長が議決権行使を制限することが認められるかが争点になっており、総会における議長の地位を再考させる機会となっていることが、大変興味深い。

また、本件においては、前提として公正証書遺言の効力が問題となっており、相続法と会社法の接点たる問題であるが、この評釈においては特に立ち入って考察することを避ける。

二 株主総会議長の権限として株主資格審査権限が認められる

かについて考察する。議長の権限の内容を定めるためには、議長と会社との関係、議長の会社における地位を考える必要がある。この点については、学説は、議長は総会の議事運営という特種の会社事務の委託を受けており、準委任関係(民法六五六条)と解されている(森本・新注釈会社法(5)一六四頁)。その意味で、株主総会の構成員ではなく、取締役と会社間の関係に準じ、むしろ一種の会社機関であると説明される(西原・株式会社法講座第三卷八六三頁。大隅・今井・新版会社法論中I七二頁。鈴木・「株主総会の議長」会社法演習II三五頁)。そのため、議長が職務を懈怠した場合、またその権限を濫用した場合には、会社に対する責任はもとより、取締役の第三者に対する責任の規定(商法二六六条ノ三)を類推適用して出席株主に対しても責任を負わせることができると解されている(西原・前掲書八六三頁。田中誠二・再全訂会社法詳論上四五四頁)。

以上のように解すると、議長の持つ権限は、総会の秩序維持・議事の整理がその中心であり、そのほか、総会の開会を宣言し、非株主の傍聴を許可し(この点については争いあり)、議事の間提起された動機を取扱い、総会の秩序維持のために非協力的な株主に退去命令を発し(商法二二七条ノ四第三項)、総会の閉会を宣言することができる(森本・前掲書一六五頁以下参照)。これに対して、株主資格の審査権限は、直接総会の秩序維持・議事の整理に関係しないように思われるが、しかしこの延長線上に理解することも可能なのか、それともまた別の

角度からの考察が必要なのかが疑問となる。

株主総会に出席する株主の資格審査は、総会開始以前であれば、総会招集を決する取締役会・及び招集を実行する代表取締役任に任されていると解することができ、株主の招集通知の持参によってその資格の一応の推定を行うことができる。しかし総会開始されてからのちに総会に参加している者の株主資格に関する審査権限については、学説が分かれている。第一説は、議長にはこの権限がなく総会が決するが(田中(誠)・法協四三巻八号一三六八頁。松田(鈴木)・条解会社法上二一四頁)、第二説は、株主の同一性についての審査権限は一応は議長に委ねられているが、議長はその結果を総会に報告して確認を受けなければならないと共に、総会において疑義・紛争が生じた時は総会に諮った上その決議に従わなければならないと解する。(山口・株主総会(大隅編)一〇七頁。西原・前掲書八五七頁。大隅(今井)・総合判例研究叢書商法(五)八七頁。森本・前掲書一六七頁。究極的に確認するのは総会である点で、大隅(今井)・前掲書中一七三頁も同旨)。さらに、第三説は、総会または、その委任を受けたものすなわち議長または代表取締役任に権限を認め、特に総会の反対のない限り、招集権者は総会から権限を委ねられているとし、(菱田・新注積会社法(五)二〇六頁)。第四説は、総会の秩序維持のための権限と同様当然に議長に出席株主の資格調査権を認める(河本・現代会社法(新訂第二版)三三〇頁)。そして、第一審判決は、「株主総会の議

長の権限について商法上明文の規定(本件では定款にも)はないが、株主総会が株主によって構成される会議体である以上、会議体の議事運営に関する一般原則に従うことは当然であり、会議を円滑に秩序を保って進行し、公正な会議体の意思決定がなされるように運営することは、議長の職責であるところ、これを担保するために会議出席者の妨害行為に對し、その発言を禁止し、或は退場を命じ(よって、退場を命じられたものは議決等権利行使はできない)、会議の秩序維持を図ることはもちろん、出席者の資格が相当の理由に基づいて問題とされる場合には、意思決定の構成を担保するためにその資格に基づく権利行使を制限することも、会議出席者の意思によって選任された議長(株式会社)の定款により議長が定められる場合も、結局株主の意思による選任である。)に委託された権限の内容として一般に首肯される場所である。)としているのは、株主資格審査権限を議長の中心的な権限である会社の議事運営に結びつけた上で、第三説の立場をとる。それに対し、本判決は、スタートに議長権限としているが、これが原審の判断を是認したことも考慮しているので、これに重要性を持たせ株主総会の確認と言う意味に取ることができれば第二説の立場に近いものとも解する余地がある。したがって、本判決は、前述のように議長権限を広く認めるようでありながらはなはだ表現が不徹底であって、誤解を生じやすいことを理由に賛成することはできな

い。  
 三 議長という職務について要求されている議事の公正さとはなんであろうか。この点については当該議決について特別利害関係にあるものが議長になることができるかという問題に関する議論が参考となる。まず、議長は常に公正な立場にあるものでなくてはならず決議に対して特別利害関係にあるものは議長たり得ないとする説（三東三司・株主総会ハンドブック（新版）、議長は議事運営に当たるとのみであって議決権を行使するわけではないから利害関係があってもさしつかえないとする説（河本・前掲書三三九頁、大隅<sup>11</sup>今井・前掲書中一七一頁、同・前掲書判例叢書九二頁以下。ただし、西原・前掲書八六一頁は、自己の不信任が議案になった場合は、議長になり得ないとする。東京地判昭和二八・九・二判タ三三三三五頁。ただし、東京控判昭和一三・八・一八評論二七卷商四三七）、商法二二九条五項が昭和五六年改正で特別利害関係人を議決から排除する方向から議決に参加させてその結果特に著しく不当な決議がなされた場合にはこの決議の取消を争わせる方向へ変わったことから、議長が議決に関して特別の利害関係をもつ場合でも不適任者とはいえないとする説（鈴木・前掲書三五頁）等がある。これによれば、少なくとも特別利害関係があるものが即議長を退くべきであるとする説は、むしろ少数説である。しかしながら、決議に特別利害関係を持つものも議長になりうるとする論者も、議事の進行が適正を欠き決議が不公正であると評価できる場合

は、決議取消事由になると解している（西原・前掲書八六一頁、大隅<sup>11</sup>今井・前掲中一七一頁、前田庸・会社法入門（第二版）二二三頁、森本・前掲書一六四頁）。  
 議長は、株主総会の議事運営を中心職務とするものであるから、議決権行使には直接参加しないけれども、もし不当な議事運営がなされたことで意図的に議長の有利に議事を誘導したと考えられる場合には、その決議を取り消しうるとの考えが多数説のようであるが、それは議長が議決権を行使し議決の結果を左右するような結果を考慮する必要のないことに基づく。しかしながら、当該事例のように議長に株主の資格審査権限まで認めて株主の議決権という最も重要な権利を排除し自己の推薦する候補者を選任しようという意図に基づいてそれが行われるのであれば、単に議長が議事運営にしか関わらないという理由で議長にとどまることを認めてよいのか、疑問が残る。議長には株主総会を公平に運営する職務があり、総会の主役は株主であり、議長は議事の進行係に過ぎないとすれば（森本・前掲書一六六頁参照）、株主総会で議決権を行使する株主が誰であるかを判断する権限は議長にはない。したがって、実務の必要上、議長は一応必要な調査を行いそれに基づいて判断を行うが、最終判断―すなわち議長の判断を是認するか否か―は、会社の意思すなわち株主総会の意思決定に任ざれているというべきであると考ええる。

四 最後に、本判決が、「後に当該遺言が最終的な有権判断に

より有効または無効のいづれかに確定されたとしても、同様に解するのが相当である。」と判示したことは正当であろうか。判決は、資格審査自体が正当に行われたのであれば、現実にもその者が株主であったことが判明した場合でも決議の効力に影響はない旨を明言しているが（大隅・今井・前掲書判例叢書八五頁、西原・大隅・鈴木・大森・株主総会（ジュリスト選書）一六四頁の鈴木発言は、決議の法的安定性の要請を理由に同旨。）これに対して、議長の過った資格審査は会社の責任を生じさせるが、それ自体総会決議の取消事由とはならず、結果として非株主が混じって決議をなしたことが判明すれば決議が取り消されるものとし、決議取消に関しては実質関係を重視する説がある（西原・前掲書八五七頁、山口・前掲書九九頁、菱田・前掲書二〇七頁）。これによれば、公正証書遺言の効力が確定した時点で、それにそった決議の効力が定まることとなる。また、株主総会において議決権行使に関する仮処分に従って議決権が行使され決議がなされた後にその仮処分命令が不当であったとされる場合に、その決議の効力はどうかという点につき、仮処分という公の手続で制限または許容された議決権の下で成立した決議は適法という説もありうるが、仮処分の理由がなかったことが明らかになった時から三ヶ月以内に決議取消の訴えを提起することができるの見解が妥当であろうとする説も主張される（松浦・商法の争点（第二版）一〇三頁）。確かに、決議取消の訴えは、提訴権者、提訴期間を限って、かつ訴訟に

よつてのみ主張されるものであることにかんがみれば、やはり判決の述べるように現実の株主は誰であったかという問題は問題とならず、法的安定性の考慮の上からも、議決権行使をさせた時の審査の適不適のみが決議の効力に影響を与えるのではないかと考えられる余地はあるが、株主総会にいくら株主資格審査を確認する権限があると言ってみたところで、それは限られた時間内での総会の成立に関する判断に過ぎず、そのことによつて本来行使できたはずの議決権が行使できなかった株主の不利益を考慮すれば、総会の効力は実質関係によつて判断されるべきであると考ええる。したがって、当該判決は、この点の判断を誤つたと考える。

なお、本判決には、庵前重和氏（大阪地方裁判所判事）による解説がある（判タ七〇六号二二三頁）。

鈴木千佳子